

平成25年（行ウ）第708号

文書不開示決定処分取消等請求事件

原告 和田千代子

被告 国（処分行政庁：防衛大臣）

準備書面（2）

2014年12月25日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 萱 野 一 樹

同 長 谷 川 直 彦

同 鬼 束 忠 則

同 一 瀬 敬 一 郎

第1 被告準備書面（3）の「第2 本件開示文書の保有が判明した経緯等」に対する概括的な反論

- 1 被告が準備書面（3）で認めるとおり防衛省が『衛生学校記事』28冊を保有していたことが判明したので、今後は、上記判明の経緯等に関する被告の主張の真偽が本裁判の重要な争点の一つとなった。

上記の争点に関連し、裁判所には、原告が本年7月9日付けの準備書面（1）で紹介した防衛省による行政文書の隠蔽事例のことを思い起こして頂きたい。

即ち、原告は、上記準備書面で、①陸上自衛隊幹部がつくる「陸戦学会」発行の「陸戦研究」について2008年に情報公開が求められたケースに対し防衛省が隠蔽に走った事例（甲5ないし7号証）、及び②海上自衛隊の護衛艦「たちかぜ」の乗務員がいじめによって自殺した事件に関連して遺族がいじめの存在を示す調査文書の情報公開を求めたケースでの実際には存在している文書を「処分したので存在しない」と虚偽の回答をした事例（甲号証）を紹介し、これらの事例に踏まえて、「防衛省は一貫して秘密主義、隠ぺい体質を有し、違法な隠蔽行為を繰り返している。」（11頁）と指摘した。

上記の実例の核心は、防衛省職員の探し方が下手で文書が見つからず結果として「文書は存在しない」と回答したものではないという点である。隠蔽の意識をもって故意で行政文書の存在を隠したのである。

裁判所には、防衛省という組織が現実に情報公開制度の運用の中で、意図的な行政文書の隠蔽を繰り返し行ってきた、想像を絶するほど極度に悪質な組織である事実をよくよく踏まえて、被告の主張の真偽を見極めて頂きたいことを強調しておきたい。

- 2 さて、『衛生学校記事』保有判明の経緯等に関する被告の主張は、概略、以前も防衛医科大学校は調べたのだが図書館の蔵書まで探索しなかった、今回は図書館の蔵書も調べたら『衛生学校記事』28冊が発見できたというものである。

もちろん、仮に上記の被告主張を前提とした場合でも、被告が行った探索の手順や方法に重大な落ち度が存在することは免れないと思われる。

しかし、本件裁判の核心的な争点は、上記(1)で指摘したように、そもそも被告の『衛生学校記事』保有判明の経緯等に関する主張が真実か否かであり、結論から言えば、原告は、被告の上記主張は真っ赤な嘘、虚偽の塊に他ならないことを主張するものである。

第2 被告準備書面(3)の「第2 本件開示文書の保有が判明した経緯等」に対する求釈明

- 1 被告は、「原告からの本件開示請求を受け、陸上自衛隊の関係部局の事務室内、書庫等の探索を行う」(3頁)と主張しているが、上記の「関係部局」とは具体的にはどこの部局かを明らかにされたい。
- 2 被告は、「本件異議申立てを受け、改めて、陸上自衛隊の関係部局の事務室内、書庫、防衛省図書館、防衛大学校総合情報図書館及び防衛研究所図書館の探索を行っていた」(3頁)と主張しているが、上記の「関係部局」とは具体的にはどこの部局かを明らかにされたい。
- 3 被告は、本件開示文書が防衛医科大学校図書館で発見されたことについて、経緯について、「本件開示請求においては、上記(1)の手順で本件文書の探索が実施されたが、防衛医科大学校では、本件文書が存在する可能性があると思われた総務課、教務課、病院庶務課及び図書館の事務室について探索を行ったものの、図書館の蔵書まで探索しなかったため、その存在を確認できなかった。」(4頁)と従前発見されなかった経緯について主張しているが、従前、防衛医科大学校の総務課、教務課、病院庶務課及び図書館の事務室について探索を行ったのは、開示請求の時点か異議申立の時点かそれとも両方か明らかにされたい。

また、上記の防衛医科大学校の図書館の蔵書以外の探索を行った人物の地位

と氏名を明らかにされたい。

- 4 被告は、「しかしながら、本件訴訟に当たり改めて実施された文書探索において、同校情報公開担当者は、衛生学校記事が同校以前の文書であることから、図書館に存在する可能性も否定できないと判断し、蔵書を含めて探索した結果、平成26年8月7日に本件文書の一部について発見に至ったものである。」(5頁)と今回発見された経緯について主張しているが、防衛医科大学校以外では、どこの部局の図書館や図書室の蔵書を探索したのかを明らかにされたい。
- 5 被告は、「本年8月12日から9月30日の間、省内全ての文書管理者5203名(乙第9号証)を対象として文書探索を実施した」(3頁)と主張しているが、上記文書管理者5203名の中で、図書館・図書室の蔵書の管理者は誰か明らかにされたい。
- 6 乙第9号証の作成時期、作成者を明らかにされたい。

また、乙第9号証の最後の頁の「B列」、「E列」及び「H列」の意味、及び「保管場所」の記載との関連を明らかにされたい。

第3 被告準備書面(3)の「第3 金原節三氏から寄贈された文献資料」に対する概括的な反論

- 1 被告が準備書面(3)で金原節三氏が陸上自衛隊衛生学校に文献資料を寄贈した事実は認めながら、その寄贈された文献資料に関する資料目録(甲9号証)に記載されている『衛生学校記事』については防衛省の保有が確認されないと主張するので、今後は、上記の金原節三氏が衛生学校に寄贈した文献資料に含まれていた『衛生学校記事』の行方が本裁判の重要な争点の一つとなった。

上記の甲9号証は、その9頁から10頁にかけて、「金原節三先生資料」目録を「陸軍関係」(計1386点)、「防衛庁関係」(340点)及び「部局(民間)関係」(302点)の3種類に分類し、「防衛庁関係」の中の一つに「衛生学校記事関係」として95点の存在が記載されている。

上記の「衛生学校記事関係」に関する詳細は、甲9号証の78頁と79頁に書かれており、『衛生学校記事』については下記のようになっている。

記

【創刊以降・月刊】

昭和32年	7月号から12月号	40冊
昭和33年	2月号から12月号	11冊
昭和34年	1月号	1冊

(小計52冊)

【復刊以降・季刊】

昭和36年	4月号、7月号、10月号	3冊
昭和37年	1月号、4月号、7月号、10月号	4冊
昭和38年	1月号、4月号、7月号、10月号	4冊
昭和39年	4月号、7月号、10月号	3冊
昭和40年	1月号、4月号、7月号、10月号	4冊
昭和41年	1月号、4月号、7月号、10月号	4冊
昭和45年	1月号、4月号、7月号、10月号	4冊
昭和46年	1月号、4月号、7月号、10月号	4冊
昭和47年	1月号、4月号、7月号、10月号	4冊
昭和48年	1月号、4月号	2冊

(小計32冊)

以上のとおり、金原節三氏が陸上自衛隊衛生学校に寄贈した文献資料中の『衛生学校記事』は、1957年（昭和32年）7月の創刊号から月刊で発行された第1期分が計52冊、1961年（昭和36年）4月の復刊号からの季刊で発行された分が計32冊で、合計88冊である。

2 ところで、原告が本件情報公開請求で開示を求めて、未だ開示されていない『衛生学校記事』は、上記「1957年（昭和32年）7月の創刊号から月

刊で発行された第1期分」の中の、次の14点である。

昭和32年 8月号 (第2号)

昭和32年 9月号 (第3号)

昭和32年11月号 (第5号)

昭和32年12月号 (第6号)

昭和33年1月号 (第7号)

昭和33年4月号 (第10号)

昭和33年5月号 (第11号)

昭和33年6月号 (第12号)

昭和33年7月号 (第13号)

昭和33年9月号 (第15号)

昭和33年10月号 (第16号)

昭和33年11月号 (第17号)

昭和33年12月号 (第18号)

昭和34年 1月号 (第19号)

上記の未開示の14点の『衛生学校記事』は、金原節三氏が陸上自衛隊衛生学校に寄贈した『衛生学校記事』、即ち昭和32年の7月号から12月号の40冊、昭和33年の2月号から12月号の11冊及び昭和34年の1月号の1冊と13点が重複している。

したがって、上記の未開示の『衛生学校記事』14点のうちの昭和33年1月号(第7号)を除く13点は、金原節三氏が陸上自衛隊衛生学校に寄贈した『衛生学校記事』が発見されれば、それで開示の条件は整うのである。

以上から明らかなように、金原節三氏が陸上自衛隊衛生学校に寄贈した『衛生学校記事』の行方は、本裁判にとって実に重要な争点をなしているのである。

そして、後に詳述するが、金原節三氏が陸上自衛隊衛生学校に寄贈した資料中の『衛生学校記事』全てが行方不明という被告の主張は、到底信用できない

虚偽の主張と言わざるを得ない。

原告は、金原節三氏が衛生学校に寄贈した『衛生学校記事』の行方について上記のような虚偽主張を平然と述べている被告と防衛省に激しい怒りを禁じ得ないものである。

第4 被告準備書面(3)の「第3 金原節三氏から寄贈された文献資料」に対する求釈明

- 1 「金原節三先生資料目録」(甲9)の「発刊の辞」には、2000有余点の資料の整理を実施し「資料目録」の発刊になった旨記載されているが、金原節三氏から寄贈された文献は、陸上自衛隊記録文書保存規則の対象として管理されていたのか明らかにされたい。
- 2 被告は、「昭和57年9月30日、衛生学校は彰古館内に、『金原節三先生コーナー』(甲10)を設置したと主張しているが、一方、「金原節三先生資料目録」(甲9)の「発刊の辞」には、「衛生学校」内に「金原文庫」を設立(昭和57年4月開館予定)と記載されている。両者の関係について明らかにされたい。変更になったのであれば、その理由について明らかにされたい。
- 3 現在彰古館に所蔵されている641点は、陸上自衛隊記録文書保存規則の対象として管理されていたのか明らかにされたい。違うのであれば、どのような扱いになっているのか明らかにされたい。
- 4 「金原節三先生資料目録」(甲9)の「発刊の辞」には、「未永く保存する所存」と記載されているのであるから、陸上自衛隊記録文書保存規則の対象として管理されていたのか明らかにされたい。どのような扱いになっているのか明らかにされたい。
- 5 『衛生学校記事』は、「陸幕認第8号」に認定され「部外秘」として秘密指定し管理していたが、「陸幕認」「部外秘」の文書は、は陸上自衛隊記録文書保存規則の対象としてどのように管理されていたのか明らかにされたい。

- 6 甲9号証は、衛生学校で作成したものであるが、具体的に作成に関与した人物の地位や氏名を明らかにされたい。
- 7 本件情報公開の担当者として原告に対応している田村慎一氏は、衛生学校に勤務していた経歴があるか否かを明らかにされたい。
また、田村慎一氏が、本件情報公開の担当者に就くようになった経緯について明らかにされたい。
- 8 金原節三氏の寄贈した資料で、乙9号証に記載されていない資料の行方について明らかにされたい。

以 上